4　3の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第六部　仲裁

第十八条　第六部の規定の適用の選択

締約国は、対象租税協定について、この部の規定を適用することを選択することができる。締約国は、この部の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。この部の規定は、二の当事国がその通告を行った場合に限り、当該二の当事国に関して対象租税協定について適用する。

第十九条　義務的かつ拘束力を有する仲裁

1　(a)　一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に適合しない課税を受けたと認める者がその事案について一方の当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができることを規定する当該対象租税協定の規定（第十六条（相互協議手続）1の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従い、一方又は双方の当事国の措置により当該対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、一方の当事国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　一方の当事国の権限のある当局が他方の当事国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努めることを規定する対象租税協定の規定（第十六条（相互協議手続）2の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従い、両当事国の権限のある当局が、8又は9に規定する起算日から起算して二年以内（当該期間が満了する前に、両当事国の権限のある当局が、その事案について異なる期間について合意し、かつ、当該事案の申立てをした者に対してその合意を通知した場合には、その合意された期間内）に、当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、10の規定に基づいて両当事国の権限のある当局が合意する規則又は手続に従い、この部に規定する方法によって仲裁に付託される。

2　一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の当事国の権限のある当局が、1に規定する両当事国の権限のある当局の合意のための手続を停止した場合には、1(b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所が最終的な決定を行うまで又は当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、若しくは当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。また、事案の申立てをした者及び一方の当事国の権限のある当局が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、1(b)に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

3　事案によって直接に影響を受ける者が1(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの当事国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両当事国の権限のある当局が合意する場合には、1(b)に規定する期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

4　(a)　仲裁に付託された事項に関する仲裁決定は、1に規定する事案に関する両当事国の権限のある当局の合意によって実施される。仲裁決定は、最終的な決定とする。

(b)　仲裁決定は、次の場合を除くほか、両当事国を拘束する。

(i)　事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両当事国の権限のある当局の合意を受け入れない場合。この場合には、当該事案について、両当事国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

(ii)　いずれかの当事国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合。この場合には、1に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（第二十一条（仲裁手続の秘密）及び第二十五条（仲裁手続の費用）の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。この場合には、両当事国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii)　当該事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両当事国の権限のある当局の合意によって解決された事項について、いずれかの裁判所又は行政審判所において訴訟又は審査請求による解決を求める場合

5　1(a)に規定する両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する最初の申立てを受けた一方の当事国の権限のある当局は、当該申立てを受けた後二箇月以内に、次の全てのことを行う。

(a)　事案の申立てをした者に対し、当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

(b)　他方の当事国の権限のある当局に対し、当該申立ての文書の写しとともに当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

6　一方の当事国の権限のある当局は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを受けた後又は他方の当事国の権限のある当局から申立ての文書の写しを受領した後三箇月以内に、次のいずれかのことを行う。

(a)　事案の申立てをした者及び当該他方の当事国の権限のある当局に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な情報を受領した旨を通知すること。

(b)　事案の申立てをした者に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請すること。

7　6(b)の規定に従って、一方又は双方の当事国の権限のある当局が、事案の申立てをした者に対して、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請した権限のある当局は、その者から当該追加の情報を受領した後三箇月以内に、その者及び他方の当事国の権限のある当局に対して、次のいずれかのことを通知する。

(a)　要請した情報を受領したこと。

(b)　要請した情報の一部が欠けていること。

8　いずれの当事国の権限のある当局も6(b)の規定に従って追加の情報を要請しなかった場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a)　両当事国の権限のある当局が、6(a)の規定に従い事案の申立てをした者に通知した日

(b)　5(b)の規定に従って他方の当事国の権限のある当局に通知した後三箇月を経過した日

9　6(b)の規定に従って追加の情報が要請された場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a)　追加の情報を要請した一方の当事国の権限のある当局が、7(a)の規定に従い、事案の申立てをした者及び他方の当事国の権限のある当局に通知した日のうち最も遅い日

(b)　両当事国の権限のある当局が、いずれかの当事国の権限のある当局によって要請された全ての情報を事案の申立てをした者から受領した後三箇月を経過した日

ただし、一方又は双方の当事国の権限のある当局が7(b)に規定する通知を送付する場合には、当該通知は、6(b)の規定に基づく追加の情報の要請として取り扱われる。

10　両当事国の権限のある当局は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する対象租税協定の規定に従って、合意によって、この部の規定の実施方法（各当事国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最低限の情報を含む。）を定める。当該合意は、事案の未解決の事項を仲裁に付託することができる最初の日の前に締結されなければならず、その後、随時修正することができる。

11　対象租税協定についてこの条の規定を適用するに当たり、締約国は、1(b)に規定する「二年」を「三年」に代える権利を留保することができる。